

会計年度児童福祉施設保育士・児童指導員等 夜勤対応業務員（週30時間）募集要項

令和8年5月
子ども青少年局児童福祉センターくすのき学園

この募集要項を
ご覧になる方へ

会計年度児童福祉施設保育士・児童指導員等夜勤対応業務員（週30時間）の募集は**年齢不問です**。意欲のある多くの方の受験をお待ちしています。

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

選考区分	採用予定人数	主な職務内容等
会計年度児童福祉施設保育士・児童指導員等夜勤対応業務員	8名	① くすのき学園（児童心理治療施設）における夜勤時の生活指導等（小・中学生対応） ② 上記のほか、所属長等が必要と認める業務

2 受験資格

下記の（1）及び（2）の条件のいずれも満たす方

（1）次のいずれかに該当する方

ア 保育士資格を有する方

※保育士資格のある方については採用内定後、児童福祉法等の一部を改正する法律に基づき、保育士特定登録取消者管理システムにて照会を行います

イ 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する方

ウ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校または特別支援学校のいずれかの教員免許を有する方

エ 学校教育法に基づく大学または大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、児童学等、児童福祉・教育・心理に関する学部または学科を卒業した方

オ 児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、乳児院等の児童福祉施設において、児童の生活支援・指導業務に通算2年以上従事した経験を有する方

カ 高等学校卒業後、児童福祉分野において3年以上の実務経験を有する方

（2）次のいずれにも該当しない方

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 申込み

（1）申込期間

「9 採用スケジュール一覧」をご確認ください。

（2）提出書類等

電話で申し込みの後、下記の①②③④を郵送もしくは持参により提出してください。なお、提出書類に不備がある場合には受け付けできない場合もあります。

- ① 受験申込書
 - ・名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード可能です。
 - ・履歴書の「連絡先」欄に、メールアドレスを記載していただけると助かります。
- ② 小論文
 - ・「社会的養護施設で児童を養育するにあたり、自分にできること」について、経験等を踏まえて意見を述べてください。
 - ・1000 文字程度、A 4 縦長横書き、「希望する職種」及び「氏名」を自筆で明記してください。「希望する職種」及び「氏名」以外は自筆、パソコン等を問いません。
- ③ 保育士証、児童指導員任用資格を証する書類、児童自立支援専門員資格を証する書類、児童生活支援員資格を証する書類のいずれかの写し。
- ④ 第 1 次試験結果通知用封筒（長形 3 号 サイズ 120mm×235 mm）
【110 円切手を貼り、受験申込者の氏名、返信先住所を記載したもの】

(3) 申込方法

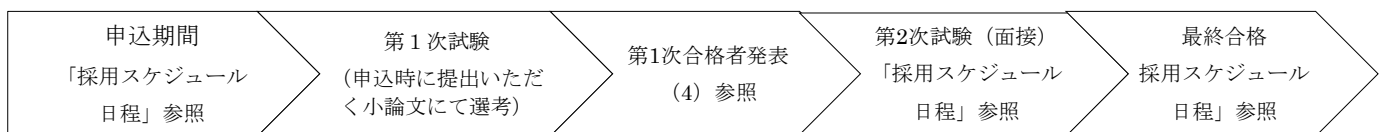
上記(2)の提出書類等に必要事項を記入の上、子ども青少年局児童福祉センターくすのき学園まで郵送もしくは持参してください。郵送の場合は封筒に「夜勤対応業務員試験書類在中」と朱書きしてください。

※ 持参の場合は、申込期間内（閉庁日除く）の午前 9 時から午後 5 時まで受付けます。

〔郵送あて先〕 〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町 4 丁目 1 6 番地
名古屋市くすのき学園

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

試験	試験内容	配点
第 1 次試験（筆記）	申込時に提出いただく小論文による筆記試験を実施します。	60 点満点
第 2 次試験（面接）	面接試験を実施します。	150 点満点

※各試験において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

(3) 第 2 次試験の会場及び集合時間

受験票に記載してお知らせします。

(4) 各試験結果の通知

- ・第 1 次試験結果は郵送にて通知します。またお届けいただいたメールでも連絡いたします。申込終了日以降 3 営業日までに届かない場合は、子ども青少年局児童福祉センターくすのき学園までご連絡ください。
- ・最終試験（第 2 次試験）結果については郵送にて通知します。またお届けいただいたメールでも連絡いたします。あわせて本市ウェブサイト到最后合格者の受験番号を掲載します。

(5) その他

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 最終合格から採用まで

- (1) 採用予定日は「9 採用スケジュール一覧」をご確認ください。
- (2) 最終合格者は、成績順に採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載され、名簿の上位から各選考区分の採用予定人数に応じた人数が採用されます。その他の合格者は欠員の状況等に応じて逐次採用されますが、名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、名簿の有効期限は、令和9年3月31日までとなります。
- (3) 任用期間は、令和9年3月31日までとなります（採用後1か月間は条件付採用期間となります）。なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。（最大4回まで）
- (4) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

- (5) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当該職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

6 試験結果の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、結果発表日から1ヶ月間（ただし最終日が閉庁日の場合は次の開庁日まで）提出を求めることができます。開示内容は、不合格者本人の順位・得点です。申し出は受験者本人または不合格者の委任による代理人が、下記の方法により口頭で申し出てください。

- ・受験者本人が申出する場合

運転免許証、旅券等の身分証明書（写真のあるもの）及び選考結果通知書の提示

- ・代理人が申出する場合

アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出

ア 代理人の身分証明書、不合格者の身分証明書の複写物及び選考結果通知書

イ 代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載のある委任状

※ 開示請求は受験者本人によるくすのき学園（昭和区折戸町4丁目16番地）への来園が必要です。電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

来園される場合は、あらかじめ、電話にて予定をお伝えください。

※ 必要提示書類（写真付の身分証明書）に不足がある場合は開示できません。

※ 来園の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください）。

7 勤務条件

報酬	・月額 172,191 円から 219,496 円（地域手当相当報酬を含む。）の範囲で、年齢に応じて、一定の基準により決定		
	・他に通勤手当に相当する費用弁償を支給		
	・期末手当を支給		
	【報酬の例（月額）】		
	高校新卒	高校卒業後 7 年	高校卒業後 14 年（上限）

	172,191 円	209,965 円	219,496 円
	※令和 8 年 4 月 1 日現在。人事給与制度等の改正により変わる場合があります。		
勤務時間	月曜日から日曜日の 18:00～翌 10:30 の 15 時間のシフト勤務 (1 日 15 時間の週 30 時間)ただし勤務時間のうち 1 時間 30 分を休憩時間とする。		
休暇	年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等		
社会保険等	健康保険、厚生年金、雇用保険、労務災害補償あり		

8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

9 採用スケジュール一覧

採用日	申込期間	試験日	合格発表日
令和 8 年 7 月 1 日	令和 8 年 5 月 11 日～ 令和 8 年 5 月 25 日	申込期間終了後 10 日以内	試験終了後 14 日以内
令和 8 年 8 月 1 日	令和 8 年 6 月 1 日～ 令和 8 年 6 月 22 日	申込期間終了後 10 日以内	試験終了後 14 日以内
令和 8 年 9 月 1 日	令和 8 年 7 月 1 日～ 令和 8 年 7 月 22 日	申込期間終了後 10 日以内	試験終了後 14 日以内
令和 8 年 10 月 1 日	令和 8 年 8 月 3 日～ 令和 8 年 8 月 24 日	申込期間終了後 10 日以内	試験終了後 14 日以内
令和 8 年 11 月 1 日	令和 8 年 9 月 1 日～ 令和 8 年 9 月 24 日	申込期間終了後 14 日以内	試験終了後 14 日以内
令和 8 年 12 月 1 日	令和 8 年 10 月 1 日～ 令和 8 年 10 月 22 日	申込期間終了後 14 日以内	試験終了後 14 日以内
令和 9 年 1 月 1 日	令和 8 年 11 月 2 日～ 令和 8 年 11 月 24 日	申込期間終了後 10 日以内	試験終了後 14 日以内
令和 9 年 2 月 1 日	令和 8 年 12 月 1 日～ 令和 8 年 12 月 22 日	申込期間終了後 17 日以内	試験終了後 10 日以内

※なお、募集人員に達し次第募集は締め切ります。締め切り後は、選考を実施いたしませんので、ご了承ください。

締め切り後は、速やかに本募集要項の掲載は終了しますが、念のため募集の有無に関しては、本募集要項の連絡先までお問い合わせください。

〈問合せ先〉

名古屋市子ども青少年局児童福祉センターくすのき学園

会計年度任用職員採用担当（窪園）

名古屋市昭和折戸町 4 丁目 16 番地

Tel:052-757-6135 Fax:052-761-4158

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。